

全L協保安27第60号
平成28年1月18日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる
一酸化炭素中毒事故の防止について (お願い)

標記について、経産省ガス安全室より別紙のとおり通知がありました。

本件は、ガス安全室より近年の標記事故の発生状況を踏まえ、国交省の担当課に対し、塗装工事業者宛に注意喚起を行うよう協力依頼を行った旨の通知、また、事故防止の観点から、当協会に対し、LPガス販売事業者等を通じてお客様への周知依頼があったものです。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記をご周知くださいますようお願いいたします。

記

- お客様に対して、「建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器をご使用いただく。」旨について、ご周知を行っていただく。

以 上
発信手段：Eメール
保安部：内倉、片岡

別紙

27 商ガ安第 29 号

平成 28 年 1 月 7 日

一般社団法人全国LPガス協会 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

ご承知のとおり、ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例が発生しております。

ガス事業法及び高圧ガス保安法に基づくガス事業者・液化石油ガス販売事業者からの事故報告（参考資料1）によれば、住宅塗装工事において、ガス機器の給排気部の閉塞による、不完全燃焼（一酸化中毒）や異常燃焼（機器破損）などのガス事故が、平成21年から平成26年の6年間で計121件（うち中毒3件、酸欠1件）発生している。最近では、平成24年で11件から、平成25年では27件、平成26年は36件、平成27年は12件（9月末現在）の事故が発生しております。

上記を踏まえ、今般経済産業省では、塗装工事業者宛て注意喚起を行うよう、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対し協力依頼を行ったので、その旨お知らせいたします。

事故防止の観点から、貴団体においても傘下のガス事業者等を通じて、一般消費者に対して建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用するよう周知を行っていただきますようお願いいたします。



経済産業省

27 商ガ安第 29 号

平成 28 年 1 月 6 日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長 木村 実 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本 治康

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件については、平成 20 年 2 月以降、これまで 6 回にわたり協力依頼を行っておりますが、住宅塗装工事におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒やガス機器の破損などのガス事故は、平成 21 年から平成 26 年の 6 年間で計 121 件（うち中毒 3 件、酸欠 1 件）発生している。最近では、平成 24 年で 11 件から、平成 25 年では 27 件、平成 26 年は 36 件、平成 27 年は 12 件（9 月末現在）の事故が発生しております。

ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例も発生しております。また、マンション等の集合住宅において、塗装工事を行う際、養生シートにて給排気口を閉塞させてしまったため、複数の機器が破損するという事故も発生しています。

つきましては、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。